

平成 27 年 度

水道事業会計予算書

生駒市

# 平成27年度生駒市水道事業会計予算

## 議案第9号

### 平成27年度生駒市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数      | 49,700戸                  |
| (2) 年間総配水量    | 12,460,000m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均配水量   | 34,044m <sup>3</sup>     |
| (4) 一日最大配水量   | 42,000m <sup>3</sup>     |
| (5) 主要な建設改良事業 |                          |

ア 新設改良事業

滝寺中継所建設工事

真弓浄水場電気設備等改良工事

新小瀬中継所建設工事

老朽水道管更新事業

イ 固定資産購入

器具備品購入

水道メーター等購入

生駒の水PR事業用給水機購入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

第 1 款 事業収益	3, 0 4 2, 1 8 7
第1項 営業収益	2, 5 5 4, 4 8 8
第2項 営業外収益	4 8 7, 1 9 9
第3項 特別利益	5 0 0

支 出

(単位 千円)

第 1 款 事業費用	2, 7 8 4, 4 4 8
第1項 営業費用	2, 6 9 1, 5 3 7
第2項 営業外費用	5 0, 9 1 1
第3項 特別損失	2, 0 0 0
第4項 予備費	4 0, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 801, 912千円は、過年度分損益勘定留保資金 761, 912千円及び繰越利益剰余金処分量40, 000千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位 千円)

第 1 款 資本的収入	1 3 0, 9 1 2
第1項 寄附金	2 3, 2 1 0
第2項 納付金	8 1, 7 0 0
第3項 負担金	2, 3 0 7
第4項 分担金	2 3, 6 9 5

支 出

(単位 千円)

第 1 款 資本的支出	9 3 2, 8 2 4
第1項 建設改良費	8 5 1, 9 1 5
第2項 企業債償還金	1 9, 9 0 9
第3項 納付金	4 0, 0 0 0
第4項 還付金	1, 0 0 0
第5項 予備費	2 0, 0 0 0

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	新小瀬中継所 建設工事	340,300	27	16,800
				28	112,500
				29	211,000

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 353,797千円

(利益剰余金の処分)

第 9 条 繰越利益剰余金のうち40,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計納付金

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成27年3月5日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史